

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年6月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900002号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900004号

第1 結論

昭和61年5月及び同年6月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年5月及び同年6月

私は、昭和61年4月末にA社を退職後、すぐにB市役所(当時)にて、同社で厚生年金保険に加入していたときの年金手帳を持参した上で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。同社に勤務していたときに社会保険を担当していたこともあり、間違いなく国民年金に加入し、保険料も遅れて納付したりまとめて納付したりせずに毎月きちんと納付していたにもかかわらず、請求期間が未納となっているのはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和61年4月末にA社を退職後、すぐにB市役所にて、同社で厚生年金保険に加入していたときの年金手帳(以下「請求者の年金手帳」という。)を持参した上で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遅れて納付したりまとめて納付したりせずに毎月きちんと納付していた旨主張している。

しかしながら、国民年金の保険料を納付するためには、住民登録している市区町村において国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、請求者の年金手帳に記載された手帳記号番号「*」は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期及びオンライン記録の国民年金被保険者資格取得に係る入力処理日(昭和63年7月22日)から、昭和63年7月頃にB市(当時)において払い出されたものであると推認できる。

また、紙台帳検索システムに保存されている請求者が昭和63年4月24日付けで国民年金第3号被保険者に該当したとして提出された「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認(第3号被保険者該当)届書」(市区町村受付日:同年6月30日)において、上記手帳記号番号が使用されているほか、請求者の年金手帳にも、請求者が請求期間当時の住所であったとす

る「B市C町*丁目*番地」の記載はなく、当該届書に記載された「B市D町*番地*」の住所が記載されていることから、請求者の国民年金の加入手続は、当該届出を契機に初めて行われたものと考えられる。

さらに、当時、B市では、毎年5月時点で国民年金被保険者氏名と前年度の国民年金保険料の納付状況等を記録したものを被保険者の住所地別に番地順で管理していた「国民年金保険料Eリスト」が作成されていたところ、平成元年5月16日現在以後の当該リストには請求者の氏名が確認できるものの、それより前の当該リストには、請求者が請求期間当時の住所であったとする上記住所の欄に請求者の氏名は確認できない。

以上のことから、請求者は、請求期間当時、国民年金に加入しておらず、制度上、保険料を現年度納付することはできない。

加えて、上記のとおり請求者の手帳記号番号は、昭和63年7月頃に払い出されたものと考えられることから、請求期間の国民年金保険料は当該手帳記号番号払出直後に過年度納付することが可能であるため、請求者に請求期間の保険料の過年度納付について照会したが、請求者は、現年度納付を強く主張しており、その夫が請求者の保険料を納付をすることもなかった旨陳述している。

なお、オンライン記録により請求期間後の昭和61年7月分から昭和62年2月分まで並びに昭和63年2月分及び同年3月分の国民年金保険料について、請求者は同年10月3日に過年度納付をしていることが確認できるが、当該過年度納付時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索等による調査を行ったが、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。